

平成28年熊本地震
一部損壊世帯（ひとり親世帯・非課税世帯）への「災害義援金」配分
（平成29年8月1日現在）

平成28年熊本地震により被災された皆様に心より御見舞い申し上げます。
 本市では、全国から寄せられた義援金を、熊本地震による住家被害で一部損壊の「り災証明書」の交付を受けた、「ひとり親（児童扶養手当受給）世帯」、「非課税世帯」に対して3万円配分します。

対 象

①ひとり親（児童扶養手当受給）世帯

平成28年4月から平成29年4月の間に、現に児童扶養手当を受給された世帯又は受給予定の世帯

※この期間に1ヶ月分でも受給していれば対象となります（受給予定を含む）。

※ただし、平成28年4月分のみ受給していた場合であって、平成28年4月13日までに資格喪失又は全部支給停止となった場合は、対象外となります。

平成29年2月3日までに平成28年熊本地震による「り災証明書」及び児童扶養手当証書の交付を受けた対象世帯には、3月上旬に申請書等を郵送しています。

2月6日以降にり災証明書や児童扶養手当証書の交付を受けた対象世帯へは、郵送されませんので、申請受付期間中に区役所総合相談窓口に来所し、申請を行ってください。

②非課税世帯

り災証明書に記載されている世帯員全員が、平成28年度の住民税非課税である世帯

平成29年2月3日までに平成28年熊本地震による「り災証明書」の交付を受けた対象世帯には3月上旬に申請書等を郵送しています。

2月6日以降にり災証明書の交付を受けた対象世帯へは、郵送されませんので、申請受付期間中に区役所総合相談窓口に来所し、申請を行ってください。

必要なもの

- ・一部損壊世帯（児童扶養手当受給世帯・非課税世帯）に対する災害義援金申請書、印鑑（認印可）
 - ・住家のり災証明書（写し可）
 - ・振込口座の通帳の写し（振込先は、原則としてり災者（世帯主）名義に限ります（ひとり親世帯の場合は児童扶養手当受給者）。表紙の次ページ見開きをA4の用紙にてご提出ください。）
 - ・《ひとり親世帯のみ》児童扶養手当証書の名前、証書番号等が記載された面の写し
 - ・《非課税世帯のみ》世帯全員分の平成28年度住民税（所得・課税）証明書※
- ※平成28年1月1日に住所を有していた市町村で発行されます。

申請受付期間

- ・平成29年3月1日（水）～平成29年4月28日（金）まで
- ただし、り災証明書の発行が遅れているなどのやむを得ない理由があれば、上記期限にかかわらず、当分の間、申請を受け付けます。

お問い合わせ・申請窓口

- 各区役所総合相談窓口：受付時間：月～金曜日の9：00～16：00（祝日除く）

[中央区]：熊本市役所本庁舎1階 096-328-2105

[東区]：東区役所 096-367-9267

[西区]：西区役所 096-329-2829

[南区]：南区役所 096-357-4757

[北区]：北区役所 096-272-1972